

宝星株式会社 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 2月 1日～ 令和12年 1月 31 日までの 5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年2月～ 社員への面談、検討開始
- 令和7年3月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理者を対象とした研修および朝礼等での全社員への周知

目標2：令和9年10月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和7年2月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年2月～ 社内での検討開始
- 令和7年2月～ 計画的な取得に向けた、管理者研修の実施
- 令和7年3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始